



# 「自転車安全利用五則」 を知っていますか？



## ～ 自転車安全利用五則 ～

### ○ 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先

法律上、自転車は車のなかまなので、車道と歩道の区別があるところは、車道通行が原則で、道路の左側に沿って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



### ○ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号や一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行きましょう。



### ○ 夜間はライトを点灯。

夜間はライトを点けなければなりません。  
無灯火では、前方の安全確認が出来ないほか、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



### ○ 飲酒運転は禁止。

飲酒運転絶対禁止！

### ○ ヘルメットを着用。

乗車用ヘルメットは、万が一の交通事故時の被害軽減を図る重要な役割を果たします。  
全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう！



「自転車安全利用五則」は、自転車に乗るときの特に重要なルールです！

自転車を利用している時は被害者だけではなく、加害者にもなり得ますので、きちんと交通ルールを守るほか、保険等にも加入しよう！